

周南市営住宅専用水道設置条例を廃止する条例制定について

周南市営住宅専用水道設置条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市営住宅専用水道設置条例を廃止する条例

周南市営住宅専用水道設置条例（平成15年周南市条例第227号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（周南市水道事業給水条例の一部改正）
- 2 周南市水道事業給水条例（平成15年周南市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項第3号を次のように改める。

- （3） 周南市営三丘住宅及び周南市営第2勝間住宅において、周南市水道事業から給水を受ける者

(参 考)

周南市水道事業給水条例新旧対照表（附則第2項の改正）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（水道料金の経過措置）</p> <p>4 次に掲げる者が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間（以下「経過措置期間」という。）に水道を使用し、納入する水道料金については、第25条の規定にかかわらず、次項の規定による水道料金の額とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 周南市當住宅専用水道設置条例（平成15年周南市条例第227号）別表第1に定める給水区域において、周南市水道事業から給水を受ける者</u></p> <p>5～8 （略）</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（水道料金の経過措置）</p> <p>4 次に掲げる者が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間（以下「経過措置期間」という。）に水道を使用し、納入する水道料金については、第25条の規定にかかわらず、次項の規定による水道料金の額とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 周南市當三丘住宅及び周南市當第2勝間住宅において、周南市水道事業から給水を受ける者</u></p> <p>5～8 （略）</p> |